

くぬぎ山地区自然再生協議会 設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、くぬぎ山地区自然再生協議会(以下「協議会」という)と称する。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、埼玉県川越市、所沢市、狭山市、三芳町の市町境に位置する、くぬぎ山地区とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 くぬぎ山地区の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) 自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整
- (5) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員によって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、NPO、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- (3) 自然環境等に関し専門的知識を有する者
- (4) 関係行政機関及び関係地方公共団体

(新規加入)

第6条 新たに委員となろうとする者は、第15条に規定する運営事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 除名

(退会及び除名)

第8条 退会しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の会議の合意により委員を除名することができる。

第4章 役員等

(役員等)

第9条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により選任する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監事 2人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

5 役員の任期は1年とし、監事を除き再任を妨げない。

第5章 会議

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(運営委員会)

第11条 協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、協議会の議事・運営に関する企画立案を行う。

3 運営委員会は15名以内の委員で構成する。

4 運営委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 運営委員会の委員は、会長及び副会長が委員の構成を勧案して推薦し、協議会の同意を得て決定する。

6 運営委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、運営委員会構成委員の互選により選出する。

7 運営委員会は、委員長の招集により開催する。

8 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長が職務を代理する。

9 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、運営委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員は小委員会に所属することができる。
- 3 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 小委員会は委員長の招集により開催される。
- 5 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長が職務を代理する。
- 6 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 7 小委員会は、協議会から付託される事項について協議し、協議概要を協議会の会議に報告する。

(議事録)

第13条 協議会の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した委員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(公 開)

第14条 協議会の会議は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知することに努めるものとする。
- 3 協議会の会議の資料及び議事要旨は、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第15条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町、市民団体等が務める。
- 3 運営事務局を代表する代表運営事務局を設け、運営事務局の互選によりこれを定める。
- 4 代表運営事務局の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 協議会の会議の議事録の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金)

第17条 協議会はくぬぎ山地区の自然再生の推進のために、寄付金を受け入れることができる。

(運営細則)

第18条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

第19条 この要綱は、協議会の委員の発議により、協議会の合意を得て改正することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成16年11月6日から施行する。
- 2 設立当初の役員等の任期は、第9条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 設立当初の代表運営事務局の任期は、第15条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成18年6月4日から施行する。

くぬぎ山地区自然再生協議会 運営細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、くぬぎ山地区自然再生協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第18条(運営細則)の規定に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定める。

第2章 委員の責務

(委員の責務)

第2条 協議会の委員は、協議会及び小委員会の会議の運営にあたっては、自然再生の趣旨を踏まえて建設的な意見交換を行い、合意形成に努めるものとする。

2 関係行政機関及び地方公共団体は、自然再生推進法第15条の趣旨に基づき、協議会運営に対する支援に努めるものとする。

第3章 新規加入

(新規加入の手続)

第3条 要綱第6条に基づき新たに委員になろうとする者は、次の事項を記載した書面を運営事務局に提出するものとする。

(1) 住所、氏名(団体にあつては団体名、代表者の氏名)、連絡方法(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)

(2) 参加の動機、くぬぎ山の自然再生に向けて取り組みたい事項

(3) くぬぎ山地区での環境保全活動に関する活動実績がある場合はその内容

2 前項の書面の受付期間は、毎年2月1日から末日までの1か月間とする。

3 運営事務局は、前項の期間終了日以降に開催される最初の協議会の会議に新規加入に関する議題を提出するものとし、協議会は、その合意にあたって当該書面の内容を勧案するものとする。

第4章 協議会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第4条 協議会の会議及び小委員会の会議は、傍聴することができる。

2 傍聴者は、会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

4 傍聴者は、次の各号に該当するときは、速やかに退席しなければならない。

(1) 議長が要綱第14条に規定する理由により会議の非公開を宣言し、傍聴者に退席を命じたとき。

(2) 会議の進行を妨害したとして、議長が傍聴者に退席を命じたとき。

(協議会、運営委員会及び小委員会の記録)

第5条 運営事務局は、協議会の会議、運営委員会の会議及び小委員会の会議の議事要旨を、公開する前にそれぞれ会長ないし委員長の確認を受けるものとする。

第5章 協議会運営に係る経費

(協議会運営に係る経費)

第6条 協議会の運営に係る経費は、関係行政機関及び地方公共団体の補助金等をもって充てるものとする。

2 予算は年度ごとに作成し、年度の最初の協議会の会議の同意を得なければならない。

3 運営事務局は会計を管理し、監事の監査を経て次年度の最初の協議会の会議においてその収支について報告するものとする。

(会計年度)

第7条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(交通費及び謝金の支給)

第8条 学識委員及び会議への出席を要請した委員以外の者に対して、交通費及び謝金を支給することができる。

第5章の2 議案及び動議の提出

(議案及び動議の提出)

第8条の2 委員は、議案及び動議を提出することができる。

2 前項の提出議案及び動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ議題とすることができない。

第6章 同意又は合意

(同意または合意)

第9条 協議会の会議の同意または合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第8条第2項及び同第19条に規定する合意は、協議会委員の4分の3以上(委任状を含む)の合意により成立するものとする。

第7章 運営事務局の役割分担

(運営事務局の役割分担)

第10条 要綱第16条に規定する運営事務局の所掌事務については、別表に基づき運営事務局間で役割を分担するものとする。

第8章 補則

(細則改正)

第11条 この細則は、協議会の委員の発議により、協議会の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

- 1 この細則は、平成16年11月6日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の会計年度は、第7条の規定にかかわらずこの細則の施行日から平成17年3月31日までとする。

附則

- 1 この細則は、平成17年3月12日から施行する。ただし、第3条第1項から第3項までの改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に提出された第3条第1項の書面の取扱いについては、同条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この細則は、平成18年6月4日から施行する。

別表（第10条関係）

役 割	内 容
議 事 運 営	協議会及び小委員会の会議の運営に関すること
会 計	協議会の会計に関すること
広 報	協議会の広報に関すること
記 録	協議会の会議の議事録等の作成に関すること